

東海税理士会清水支部規約

(名 称)

第 1 条 当支部は、東海税理士会清水支部と称する。

(目 的)

第 2 条 当支部は、東海税理士会（以下「本会」という。）の目的達成に資するため、当支部に所属する会員（以下「支部会員」という。）に対する指導、連絡及び監督を行うことを目的とする。

(支部の事業)

第 2 条の 2 当支部は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本会の指導、連絡及び監督に基づき、支部会員に対する指導、連絡及び監督に関する施策の実施
- (2) 支部会員の品位保持、研修、業務の改善及び福利厚生に関する施策の実施
- (3) 本会の定める税務支援その他の事業に関する施策の実施
- (4) 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する施策の実施
- (5) 税務官公署及び税務関係団体との連絡協調に関する施策の実施
- (6) その他本会及び支部の目的を達成するため必要な施策の実施

(支部の区域及び支部会員)

第 3 条 当支部の区域は、清水税務署の管轄地域とする。

② 当支部の支部会員は、次の各号に掲げる税理士及び税理士法人とする。

- (1) 税理士である支部会員（以下「税理士会員」という。）は、次の者をいう。
 - イ 前項に定める区域に税理士事務所を有する税理士
 - ロ 次号に規定する税理士法人のその事務所において執務する社員である税理士
 - ハ イに規定する税理士又は次号に規定する税理士法人のその事務所において補助者として勤務し、業務に従事する税理士
- (2) 税理士法人である支部会員（以下「税理士法人会員」という。）は、次の者をいう。
 - イ 前項に定める区域に主たる事務所を有する税理士法人
 - ロ 前項に定める区域に従たる事務所を有する税理士法人

(事務所の所在地)

第 4 条 当支部は、事務所を静岡市に置く。

(支部役員)

第 5 条 当支部に次の支部役員（以下「役員」という。）を置く。

- | | |
|----------------------|-------|
| (1) 支部長 | 1人 |
| (2) 副支部長 | 3人以内 |
| (3) 支部理事（以下「理事」という。） | 15人以内 |
| (4) 支部監事（以下「監事」という。） | 2人以内 |

（役員を選任）

第6条 役員は、税理士会員のうちから支部総会（以下「総会」という。）において選任する。

- ② 支部長は、役員就退任を遅滞なく本会に報告するものとする。
- ③ 税理士法人会員は、役員選任に関し、選挙権及び被選挙権を有しない。

（支部長及び副支部長）

第7条 支部長は、支部を代表し、その支部の業務を統括し、支部理事会（以下「理事会」という。）の議長となる。

- ② 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき又は支部長が欠員のときは、支部長に代わってその職務を行なう。

（理事）

第8条 理事は、理事会の構成員となり、支部の業務執行に参画する。

（監事）

第9条 監事は、支部の会計及び業務の執行を監査し、その結果を総会に報告する。

- ② 監事は、当支部の他の役員を兼ねることができない。

（理事会）

第10条 理事会は、支部長、副支部長及び理事をもって構成し、支部の業務執行に関する事項を決定する。

（役員任期）

第11条 役員任期は、就任後第2回目の定期総会終了の時までとする。

ただし、補欠又は増員により選任された者の任期は、他の役員任期と同一とする。

（顧問及び相談役）

第12条 支部長は、支部の運営につき必要な事項を諮問するため、理事会の議を経て、税理士会員のうちから支部顧問（以下「顧問」という。）及び支部相談役（以下「相談役」という。）を委嘱することができる。

- ② 顧問及び相談役任期は、役員任期と同一とする。

（議事参加）

第13条 第10条に規定する理事会には、本会との連絡調整を図るため、当支部選出の本会役員出席を求めなければならない。

- ② 顧問、相談役及び監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- ③ 前2項の規定による出席者は、審議権及び表決権を有しない。

(総会の招集)

第14条 支部長は、毎事業年度終了後3月以内に、定期総会を招集する。

- ② 支部長は、必要と認めた場合、理事会の議を経て、臨時総会を招集することができる。
- ③ 総会を招集するときは、会日の1週間前までに、その日時、場所及び議案を記載した書面により、税理士会員に通知するとともに本会に報告しなければならない。

(総会の議長)

第14条の2 総会の議長は、その総会において選任する。

(議決の要件)

第15条 総会の議決は、税理士会員の2分の1以上が出席し、その出席者の過半数をもってしなければならない。

- ② 総会において、次に掲げる事項について議決する場合には、前項の規定にかかわらず、税理士会員の2分の1以上が出席し、その出席者の3分の2以上の多数によらなければならない。
 - (1) 支部規約の変更
 - (2) 第22条の2に規定する特別会費に関する事項
 - (3) 解散した場合における残余財産の帰属

(委任による議決権の行使)

第16条 税理士会員で総会に出席することができない者は、あらかじめ、議案について賛否の意見を明らかにした書面をもって、出席する税理士会員に委任して、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の規定により、議決権を行使する者は、総会に出席したものとみなす。

(総会で決定すべき事項)

第17条 総会は、次に掲げる事項を決定する。

- (1) この規約において、総会の議決又は承認を要することとされている事項
- (2) 第15条第2項に掲げる事項
- (3) 支部の重要な財産の取得及び処分に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、支部の業務に関する重要事項で総会に付議された事項

(議事の制限)

第18条 総会においては、第14条第3項の規定により、税理士会員にあらかじめ通知してある議案以外の事項を決定することができない。

(議決権)

第19条 総会における税理士会員の議決権は、税理士会員1人につき各1個とする。

- ② 税理士法人会員は、総会の議決権を有しない。

(利害関係者の排除)

第20条 総会の議案について特別の利害関係がある者は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第21条 総会の議事については、議事録を作成しておかなければならない。

② 総会の議事録には、議事の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した税理士会員2人以上が署名押印して、保存しなければならない。

③ 支部長は、支部総会終了後遅滞なく、第1項の規定による議事録の謄本を本会に提出しなければならない。

(支部会費)

第22条 支部会員は、1事業年度につき、次の各号に定める会費（以下「支部会費」という。）を負担する。

(1) 税理士会員 84,000円

(2) 税理士法人会員 84,000円

② 前項の支部会費は、毎年6月末日までに納付するものとする。

ただし、6月、12月の2回に均等分割して納付することができる。

③ 年度の中で支部会員となった者の支部会費は、その月から当該年度末までの月数に応じて計算した額を、支部会員となったときに納付するものとする。

(特別会費)

第22条の2 支部会員は、特別の支出に充てるため特別会費を負担する。

② 前項の特別会費の目的、金額及び納期については、総会においてこれを定める。

③ 特別会費は、特別会計をもって処理するものとする。

(負担金)

第22条の3 支部長が必要があると認めるときは、理事会の承認を得て、負担金を徴収することができる。

(支部会費及び特別会費の全部又は一部の免除)

第23条 当支部は、支部会員が次の各号のいずれかに該当し、かつ、本会の会費負担の全部又は一部の免除を受けているときは、理事会の承認を得て、その負担すべき支部会費及び特別会費について、同様に免除することができる。

(1) 長期にわたる病気療養のため税理士業務を行うことができないため、会費の納付が著しく困難であると認められるとき。

(2) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害のため税理士業務を行うことが著しく困難であると認められるとき。

(3) 税理士法第43条後段の規定により、税理士業務を停止しているとき。

(定例会)

第24条 支部長は、支部会員に通知して、原則として隔月1回の定例会を開催する。

(委員会)

第25条 支部長は、支部業務の執行を円滑にするため、理事会の議を経て、委員会を置くことができる。

(委員)

第26条 委員会の構成員である委員は、税理士会員のうちから、理事会の議を経て、支部長が委嘱する。

② 委員の任期は、役員の任期に準ずる。

(事業年度)

第27条 当支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第28条 当支部の経費は、支部会費、特別会費、本会からの交付金、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

(財産の管理)

第29条 当支部の財産は、支部長が管理する。

(決算)

第30条 当支部は、毎事業年度末に決算を行う。

② 決算に当たっては、当該事業年度の事業報告書及び収支計算書並びに事業年度末の貸借対照表及び財産目録（以下「決算書類」という。）を作成し、定期総会に提出してその承認を求める。

③ 支部長は、前項の規定により承認を得た決算書類を遅滞なく本会に報告するものとする。

(事業計画及び予算)

第31条 支部長は、定期総会にその会日に属する事業年度の事業計画及び予算案を提出して、その議決を求めなければならない。

② 予算が成立しない期間においては、支部長は通常の支部の業務の執行及び役員を選任に必要な経費の金額に限り支出することができる。

(監査報告)

第32条 監事は、各事業年度における支部の会計及び業務の執行を監査した結果について、翌事業年度の定期総会において報告しなければならない。

(準会員)

第33条 支部会員以外の税理士又は税理士法人で、理事会の承認を得た者（以下「準会員」という。）は理事会の定めるところにより支部の業務に参画する。

② 準会員は、1事業年度について84,000円の準会費を負担する。

(規程の制定)

第34条 支部は、総会の議決に基づき次に掲げる規程を定めることができる。

(1) 役員選任規程

- (2) 支部会費及び特別会費の減免規程
- (3) 委員会規程
- (4) 慶弔規程
- (5) 滞納支部会費徴収整理規程
- (6) 特定個人情報等の取扱に関する規程
- (7) その他必要と認める規程

(会則及び規則の準用)

第35条 この規約に定めのない事項は、本会の会則及び規則の規定を準用する。

附 則

(施行の日)

- ① この改正規定は、本会の承認を受けて、昭和55年10月14日から施行する。
- ② 第5条 昭和58年5月6日改正
- ③ 第22条及び第33条② 昭和62年5月11日改正
- ④ 第4条 平成2年4月20日改正
- ⑤ 第5条 平成3年5月9日改正
- ⑥ この改正規定は、本会の承認を受けて、平成14年4月1日から施行する。
- ⑦ この改正規定は、本会の承認を受けて、平成17年6月23日から施行する。
- ⑧ この改正規定は、本会の承認を受けて平成20年4月21日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- ⑨ この改正規定は、本会の承認を受けて、平成25年5月10日から施行する。
ただし、第23条第1項中免除期間の計算については、平成25年度以降の免除期間を通算するものとし、同条第3項および第4項の会費については、同日を含む事業年度の会費から適用する。
- ⑩ この改正規定は、本会の承認を受けて平成27年5月11日より施行し、平成27年4月1日に遡って適用する。ただし、第23条の改正規定は、平成28年4月1日から適用する。
- ⑪ この改正規定は、本会の承認を受けて、平成27年10月21日から施行し、平成27年10月1日から適用する。ただし、第22条第1項、第22条の3及び第33条第2項の改正規定は、平成28年4月1日から適用する。